

陸別町高齢者共同生活支援施設(福寿荘) 入居者募集のお知らせ

「福寿荘」の入居者を次のとおり募集します。

1 施設の名称及び住所

- (1) 名称 陸別町高齢者共同生活支援施設 福寿荘
- (2) 場所 陸別町字陸別原野基線328番地2

2 入居者を募集する居室(7部屋)

居 室	部屋面積	摘 要
101、102、103、104、105、107、108	18.54㎡	(約11畳)

3 入居資格

陸別町に居住しているおおむね60歳以上の方で次の各号のいずれかに該当する方
(ただし、各号のいずれにおいても要介護認定者は除きます。)

- (1) 介護保険制度により自立又は要支援と認定された方で独立して生活することに不安のある方及び介護保険施設から在宅生活に移行する方で独立して生活することに不安のある方
- (2) 独居世帯で高齢等のため独立して生活することに不安のある方

※自立及び要支援で入居された後、要介護認定者となった場合は、次の施設等を探していただくことになります。

4 申込みの方法

入居を希望する方は、“保健福祉センター”で申請書等の交付を受け、所定の事項を記入のうえ、令和6年3月29日(金)まで提出してください。

5 入居者選考

生活支援施設入居審査会議により、申請書及び関係書類に基づき審査決定を行い、入居許可(却下)の通知をします。

6 入居の時期

令和6年4月5日(金)以降予定

7 居室使用料

陸別町高齢者共同生活支援施設条例第8条に定める額とします。

入居者の所得に応じ、料金が異なりますのでご承知願います。(裏面参照)

居室使用料のほかに食糧費、光熱水費、燃料代などの実費負担もあります。

8 入居にあたっての留意事項

入居した場合、次のルールに従っていただくことになりますので、あらかじめご承知ください。

- (1) 管理人により食事の提供や共有スペースの清掃が行われますが、それ以外の身の周りのことは、すべて自分で行っていただくことになります。
- (2) 他の入居者への迷惑行為(騒ぐ、暴れる等)があった場合は、即刻施設から退去を命じる場合があります。
- (3) 施設内は完全禁煙です。
- (4) 施設でのペットの飼育は禁止します。
- (5) その他、町の関係職員及び管理人の指示には従っていただきます。

9 お問い合わせ

<詳細は、保健福祉センター福祉担当(電話 27-8001)にお問い合わせください。>

<費用>

最低の負担額で月額平均65,000円程度(夏季)となります。

(内訳：使用料20,000円+実費負担金45,000円)

詳しくは、次の経費内訳をご参照下さい。

なお、費用負担には、町へ支払う居室の「使用料」と食費などの「実費負担金」があります。

1. 使用料

区分	対 象 収 入	使用料	
		独居者居室 (月額)	短期入居者居室 (日額)
1	800,000円以下	20,000円	一律 1,000円
2	800,001円 ~ 900,000円	20,500円	
3	900,001円 ~ 1,000,000円	21,500円	
4	1,000,001円 ~ 1,100,000円	23,000円	
5	1,100,001円 ~ 1,200,000円	25,000円	
6	1,200,001円 ~ 1,300,000円	27,500円	
7	1,300,001円 ~ 1,400,000円	30,500円	
8	1,400,001円 ~ 1,500,000円	34,000円	
9	1,500,001円 ~ 1,600,000円	38,000円	
10	1,600,001円 ~ 1,700,000円	42,500円	
11	1,700,001円 ~ 1,800,000円	47,500円	
12	1,800,001円 ~ 1,900,000円	53,000円	
13	1,900,001円 ~ 2,000,000円	59,000円	
14	2,000,001円以上	66,000円	

注1) この表における「対象収入」とは、前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の諸経費を控除した後の収入をいう。

2) 使用料計算の結果、100円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 実費負担金

区分	独居世帯		短期入居
	日額	月額 (30日の場合)	日額
食 費	1,000円	30,000円	1,000円
日用品費等		15,000円	500円
冬季加算金		7,500円	
計	(夏季)	45,000円	1,500円
	(冬季)	52,500円	

注1) 内容は次のとおり

- ① 食 費 朝食・昼食1食 300円、夕食1食400円
- ② 日用品費等 消耗品代(洗剤、トイレトペーパーなど)、電気料、水道料、下水道料、ガス代、灯油代
- ※ 冬季加算金 電気代加算額(11月～4月の6ヶ月間)